



島根県報

平成26年10月31日（金）

第2,645号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 2

県道の路線の認定の一部改正 (道路維持課) 3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

- (1) 母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う規定の整理（別表第2・別表第3関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年11月1日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「生活保護法による」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改め、同表備考2(3)中「第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号。以下「平成25年所得税法等改正法」という。）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表備考7(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第17条第1項及び第31条の7第1項」に改め、同表備考7(3)中「及び第13項から第15項まで」を「第7項及び第12項から第14項まで」に改める。

別表第3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2(3)中「第12条」の次に「並びに平成25年所得税法等改正法附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成26年11月分以後の費用徴収について適用し、同年10月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。

告**示****島根県告示第601号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 松江市 | 平成23年度～26年度 | 11枚 | 1冊 | 東忌部⑨ | 平成26年10月23日 |
| 出雲市 | 平成24年度～26年度 | 22枚 | 1冊 | 一窪田① | 平成26年10月23日 |
| 出雲市 | 平成24年度～26年度 | 11枚 | 1冊 | 吉野⑦ | 平成26年10月23日 |
| 出雲市 | 平成24年度～26年度 | 36枚 | 1冊 | 豊田 | 平成26年10月23日 |
| 出雲市 | 平成24年度～26年度 | 26枚 | 1冊 | 吉野右岸④ | 平成26年10月23日 |
| 益田市 | 平成23年度～25年度 | 49枚 | 2冊 | 鎌手－IV | 平成26年10月23日 |
| 益田市 | 平成23年度～25年度 | 22枚 | 1冊 | 三谷VI | 平成26年10月23日 |
| 益田市 | 平成23年度～25年度 | 21枚 | 1冊 | 萩原－3 | 平成26年10月23日 |
| 益田市 | 平成24年度～25年度 | 40枚 | 1冊 | 鎌手－V | 平成26年10月23日 |
| 益田市 | 平成8年度～25年度 | 7枚 | 1冊 | 高津1－9 | 平成26年10月23日 |

島根県告示第602号

県道の路線の認定（平成17年島根県告示第494号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「熱田インター線」を「浜田港インター線」に、熱田インター を 浜田港インター に改める。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島788番1の一部、789番1の一部、790番1の一部、790番3、790番5の一部、792番の一部、802番の一部、807番の一部、809番の一部、810番、811番、812番、813番1、816番1、818番1の一部、819番1の一部、871番1

面積 10,370.89平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹